

## 聖籠町結婚活動支援補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第30号

改正 令和6年3月29日告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町在住の独身男女の出会いの機会の創出と結婚の促進に資するため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「“ハートマッチ”にいがた」（以下「システム」という。）の入会登録料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) システムの入会登録時において、聖籠町に住民登録をしていること。
- (2) 結婚を希望する20歳以上の独身であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 聖籠町暴力団排除条例（平成24年聖籠町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、システムの入会登録に係る費用に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、キャンペーン等により入会登録に係る費用が変動した場合についても、同様とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、聖籠町結婚活動支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) システムの入会登録料を支払ったことが分かる領収書等の写し

(2) システムの会員証の写し

(3) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、システムに入会登録した日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、聖籠町結婚活動支援補助金交付・不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) その他町長が必要と認めるとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。